

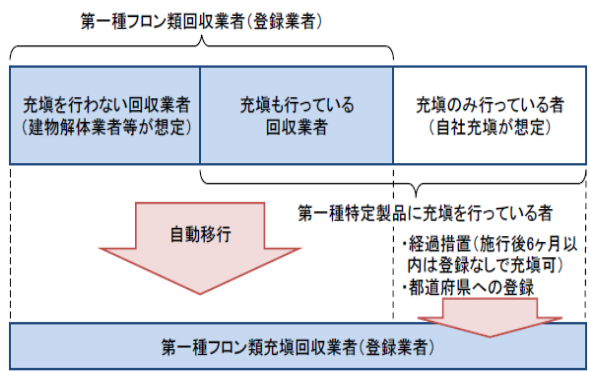
フロン排出抑制法の施行について

フロン回収・破壊法が改正され、「フロン排出抑制法」として、平成27年4月から施行されます。

第一種充填回収業者の登録

改正法においては、第一種特定製品の整備時等におけるフロン類の漏えい防止のため、充填行為についても登録が必要となります。なお、従前の第一種フロン類回収業者は、第一種フロン類充填回収業者に自動移行します。

なお、登録基準は、現行法における第一種フロン類回収業者に関する規定から変更はありません。



第一種フロン類充填回収業者の充填や確認に関する規定

(1) 充填に関する基準

- ① 充填に先立つ確認
 - 冷媒の漏えい・故障等の有無やこれらに係る点検・修理の実施の有無を確認
- ② 第一種特定製品整備者及び第一種特定製品の管理者への通知
 - 状況に応じて、点検の実施や修理を行う必要性を管理者及び整備者に通知
- ③ 修理等を行うまでの充填の禁止
 - フロン類の漏えい又は故障等を確認したときは、やむを得ない場合を除き、点検の結果又は修理により、現に漏えいが生じていないことが確認できるまで充填してはならない。
- ④ 冷媒の確認
 - 充填しようとするフロン類の種類が、製品に表示されたもの又は当該フロン類より地球温暖化係数(GWP)が低く、使用して安全上支障がないものであるか確認
- ⑤ 充填中及び充填後の漏えい防止
 - 充填中及び過充填による使用中の漏えいが生じないように必要な措置を実施
- ⑥ 機器・充填に係る十分な知見を有するものが自ら実施又は立会う

(2) 第一種特定製品の整備時における各証明書発行

機器の整備時にフロン類の充填・回収を行った場合は、充填量及び回収量を記録し、管理者に対して充填証明書、回収証明書を交付する必要があります。

(3)破壊証明書／再生証明書の回付

破壊業者、再生業者から破壊証明書、再生証明書の交付を受け、管理者及び廃棄等実施者に回付する必要があります。

その他の変更

○フロン類の引渡し先の追加

「再生業者」が追加されました。再生行為の業を行う者は、「第一種フロン類再生業者」として、国による許可が必要となりました。

○記録と報告

現行の回収報告で求めている事項に加え、充填量、再生業者への引渡数量等の事項について記録保存することが求められることになりました。

これらの追加事項についても、毎年度知事に報告が必要です。

また、埼玉県生活環境保全条例における、回収業者がフロン類の適正な回収を行うために、機器の製造業者等が情報を提供するなどの技術的支援の規定が、充填作業も対象となるよう、フロン排出抑制法の施行に併せて4月に改正される予定です。

平成 25 年度 フロン類の回収状況

埼玉県における平成 25 年度のフロン回収破壊法に基づく、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収状況がまとまりました。

回収量は 181 トンであり、平成 24 年度と比較して約 0.3% の増加となりました。このうち、整備時等回収についてみると、平成 24 年度の 49.9 トンから 51.9 トンへと、微増しています。

機器の廃棄時だけでなく業務用冷凍空調機器使用時におけるフロン類の漏えい防止をするために、適切な機器管理や適正な冷媒充填行為を行う取組を進めることが必要です。

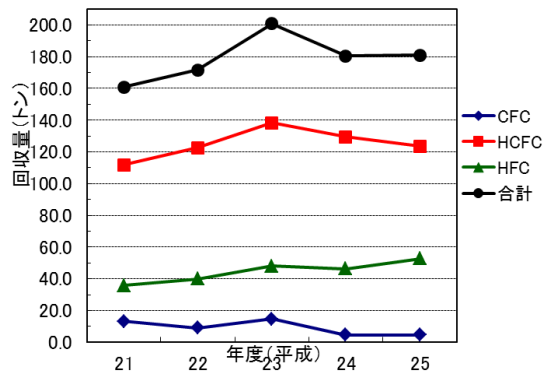


図1 フロン類回収量の推移(廃棄・整備合計)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
廃棄時回収量	98.7	110.1	131.3	130.5	129.2
整備時回収量	62.0	61.6	69.6	49.9	51.9
合計	160.7	171.7	200.9	180.4	181.0

(単位:トン)

平成 26 年度総会・技術研修会開催される

平成 26 年 6 月 5 日(木)午後、さいたま市の埼玉会館において、平成 26 年度通常総会が開催されました。

● 会長挨拶

埼玉県フロン回収・処理推進協議会の平成 26 年度通常総会及び技術研修会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃より当協議会の活動につきまして、特段のご理解とご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

国は、平成 24 年 4 月に策定した第 4 次環境基本計画の中で、温室効果ガスの排出量を、2050 年までに 80%削減することを地球温暖化対策の長期的な目標として掲げております。

この目標の達成には、二酸化炭素の数百から数千倍の温室効果がある、代替フロン類の大気中への排出を抑制していくことが極めて重要であります。

未来の子どもたちに健康な地球を引き継ぐためにも、本協議会会員の皆様には、フロン類の回収等の対策に対して更なる奮起を期待するものであります。

さて、最近では、使用中の機器からフロン類の大気中への排出量増加が問題視されております。当協議会の会員の皆様には機器の使用者の方も多いと思いますので、定期的な点検など、適切な管理により、フロン類の排出を未然に防ぐようお願いいたします。

総会の後に予定しております技術研修会では、昨年可決成立しましたフロン回収破壊法の一部を改正する法律について、「冷媒フロン類の電子的管理手法の提案と改正フロン法」と題して、一般社団法人日本冷媒・保全機構の御担当者様から御講演いただきます。

フロン類に関する問題への対策は、現在進行形で進んでおります。会員の皆様方におかれましても、この機会に来年 4 月から全面施行されます改正フロン法について、より一層の御理解を賜りたいと思います。

結びに、御参会の皆様の御健勝と当協議会の発展を祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。



会長 黒木 健之

● 議 事

1 報告事項

(1) 役員の変更について

人事異動により変更がありました。

(2) 一般財団法人日本冷媒・環境保全機構の発足について

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構、一般社団法人オゾン層・気候保護産業協議会と一般社団法人フロン回収推進産業協議会が合併し、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構となりました。

3団体の従来 of 事業継続及び充実化を図り、冷媒管理システムの構築等、新たなフロン類政策への対応を新規事業として取り組むとのことです。

2 審議事項

(1) 平成 25 年度事業報告及び収支決算に関する件

平成 25 年度の事業実績と収支決算(収入 804,161 円、支出 295,230 円、差引額 508,931 円を平成 26 年度に繰越)が承認されました。

(2) 平成 26 年度事業計画及び予算に関する件

平成 26 年度は総会の開催、普及啓発物品や会報の作成などの事業を実施し、予算額を 779,003 円とすることが承認されました。

○役員名簿(敬称略)

会 長	黒木 健之 (一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会会長)
副 会 長	加藤 博 (埼玉県電機商業組合理事長)
常務理事	水井 廣二 (埼玉県環境部大気環境課長)
理 事	平沼 一幸 (埼玉県自動車販売店協会会長)
理 事	竹内 儀治 (一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会副会長)
監 事	中新田 直生 (株式会社市川環境エンジニアリング執行役)
監 事	浜田 昭一 (一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会事務局長)

■ 技術研修会

総会終了後、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構の作井専務理事をお招きし、「冷媒フロン類の電子的管理手法の提案と改正フロン法」と題して、フロン回収破壊法の改正などについて御講演をいただきました。

普及啓発物品の作成

埼玉県フロン回収・処理推進協議会では、平成 25 年度事業でフロン回収の普及啓発物品として蛍光ペンを作成しました。各業界団体などに配布し、普及啓発を依頼しました。また、11 月 14 日の県庁オープンデーなどのイベントで県民に配布し、フロン回収の大切さをPRしました。

埼玉県フロン回収・処理推進協議会 事務局

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁第三庁舎3階(埼玉県環境部大気環境課規制担当内)

TEL:048-830-3058 FAX:048-830-4772

メール: a3050-09@pref.saitama.lg.jp

ホームページ: <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/furon/furon-kyougikai.html>